小規模事業者の資金調達を支援します！

無担保 **無保証** **低金利** 利子補給制度の活用が可能！

マル経融資制度

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）は市内小規模事業所の経営を応援するために商工会議所の推薦に基づき無担保・無保証・低金利で融資される日本政策金融公庫の融資制度です。

平成 25 年４月から導入されたマル経融資利子補給制度を活用すれば実質金利がさらに低減されます。事業資金の借入やマル経融資の借換えのご予定がございましたら、お気軽にご相談ください。

マル経融資制度の特徴

融資限度額

2,000万円

利　　率

1.09%（令和5年6月1日現在）

返済期間

運転資金　7 年以内
（措置期間1年以内）

設備資金 10 年以内
（措置期間2年以内）

担保・保証人

不　要

ご利用いただける方

①常時使用する従業員が２０人以下（商業・サービス業の場合は５人以下）の法人・個人事業主の方
②商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則６ヵ月以上受けている方
③所得税、法人税、事業税又は都道府県民税もしくは市町村民税（均等割を含む。）について、納期限の到来している当該義務納税額（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納している方
④同一地区で最近１年以上事業を行っている方
⑤商工業者であり、かつ日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方

マル経融資利子補給制度について

岸和田市ではマル経融資に対する利子補給制度が導入されています。

利子補給額 ➡ 年利率のうち１％相当額
補給対象期間 ➡ 融資を受けた日から起算して１年間
対象融資額 ➡ 400 万円を限度とする
対　象　者 ➡ 次のいずれにも該当する方
①令和５年３月 31 日までにマル経融資を借り受けた方 ※市の予算措置が前提となります。
②市内において住所または事業所を有し、１年以上継続して事業を営んでいる方
③市税を完納している方
申請手続き ➡ 必要となる岸和田市への申請については、岸和田商工会議所が取りまとめて手続きを行います。必要書類や申請手続きなどの詳細については、岸和田商工会議所にお問合せください。

マル経融資・利子補給制度についてのお問合せは…

▶▶ 岸和田商工会議所 中小企業相談所　TEL：072-439-5023